

# 対イラン経済制裁について

---

平成19年5月24日  
貿易経済協力局

# イラン核問題の経緯

イランが長期間にわたり、ウラン濃縮やプルトニウム分離を含む原子力活動を I A E A に申告することなく実施。これを受け、これまで3度の安保理決議が採択されており、我が国としても適切に措置を実施してきたところ。

**2006年7月31日**

イランに濃縮関連活動の停止等を義務付ける安保理決議1696号採択。

**2006年12月23日**

イランが安保理決議1696号が求める措置を実施しないことを受け、イラン核問題に関する安保理決議1737号採択。

**2007年2月16日**

安保理決議1737号に基づき、我が国の措置を閣議了解、公布（翌17日施行）。

**2007年3月24日**

イランが安保理決議1737号が求める措置を実施していない旨の I A E A 事務局長よりの報告（2月22日）を受け、イラン核問題に関する安保理決議1747号採択。

**2007年5月18日**

安保理決議1747号に基づき、我が国の措置を閣議了解、公布（資産凍結対象の追加は即日施行、武器等の輸入禁止措置は翌19日施行）。

# 我が国の措置

## ～ 安保理決議1737号関係 ～

2007年2月16日

安保理決議1737号に基づき以下の措置を閣議了解(翌2月17日施行)。

### 輸出関係

核・ミサイル関連貨物・技術のイランへの供給等の防止。

核・ミサイル関連貨物に関するイランへの技術支援等の防止。

➡ 外為法に基づく、核・ミサイル関連品目等の輸出規制等により措置済み。

### 輸入関係

イランからの核・ミサイル関連品目等の調達禁止。

➡ 外為法に基づき、核・ミサイル関連品目等の輸入を禁止とする。

### 金融関係

イランの核活動等に関与する10団体・12個人の資産凍結。

➡ 外為法に基づき、支払、資本取引、特定資本取引を、それぞれ許可制とする。

イランの核活動等に寄与する目的で行われる資金移転の防止。

➡ 外為法に基づき、イランの核活動等に関連する貨物・技術の供給等に寄与する目的で行うイラン向けの支払を許可制とする。

### その他

イランの核活動等に関与する個人の入国・通過の防止・警戒、制裁委への通知。

➡ 安保理決議で指定された12個人を対象に査証審査、上陸審査等の厳格化等を行う。

イランの核活動等に関連するイラン国民に対する専門教育の防止及び警戒。

➡ 大学等の教育・研究機関に対して本決議の要請等につき周知を行う。

# 我が国の措置

## ～ 安保理決議1747号関係 ～

2007年5月18日

安保理決議1747号に基づき以下の措置を閣議了解(資産凍結対象の追加は即日施行、武器等の輸入禁止措置は翌19日施行)。

### 輸出関係

特定武器のイランへの供給等の監視・抑制。

特定武器の供給等に関連するイランへの技術支援等の監視・抑制。

→ 外為法に基づく、核・ミサイル関連品目・武器等の輸出規制等により措置済み。

### 輸入関係

イランからの武器及び関連物資の調達禁止。

→ 外為法に基づき、現在イランに対し輸出を禁止している武器及び関連物資について輸入を禁止する。

### 金融関係

イランの核活動等に関与する資産凍結対象者の追加(13団体+15個人)。

→ 安保理決議1747号に基づく13団体・15個人を資産凍結対象者として追加で指定。

イランへの特定武器の金融支援、投資、金融資産の移転等の監視・抑制

→ 財務省から金融機関への注意喚起文書の発出。

### その他

イランの核活動等に関与する個人として入国・通過の監視・通知対象となる15個人を追加。

→ 査証審査、上陸審査等の厳格化等の対象として、安保理決議で指定された15個人を追加で指定。

# (参考1) 安保理決議1737号の概要

イランに対し拡散上機微な核活動（濃縮関連・再処理活動・重水関連計画）の停止等を要求。

国連加盟国に対し、

- (1) イランの拡散上機微な核活動及び核兵器運搬手段の開発に  
寄与しうる品目等の供給・販売・移転の防止  
寄与しうる品目等に関連する技術支援、訓練等の提供防止、金融  
資産等の移転防止  
関与する10団体・12個人の資産凍結  
等を義務付け、  
関与する個人の入国・通過の監視  
関連するイラン国民に対する専門的教育の監視及び防止  
等を要請。
- (2) イランからの核・ミサイル関連品目等の調達禁止を義務付け

## (参考2) 安保理決議1747号の概要

イランにIAEA理事会決議及び決議1737号で義務付けられている措置の遅滞なき履行を要求。

国連加盟国に対し、

安保理決議1737号の入国・通過を制裁委へ通知する措置の対象に15個人を追加

安保理決議1737号の資産凍結措置対象に、13団体・15個人を追加  
イランからの武器および関連物資の調達を禁止

等を義務付け、

イランに対する特定武器の輸出に対する監視と抑制

特定武器の供給等に関連する技術支援、訓練等の提供及び金融資産等の移転の監視と抑制

イラン政府に対する政府間等の新規の無償援助、資金援助、借款の供与の停止

等を要請。